

技能実習制度などにより外国人材を受け入れる事業主の皆様へ
熊本県と県内市町村からのお知らせです

個人住民税の確実な納税 にご協力ください。

雇用する外国人従業員が出国される時は、給与からの一括徴収、納税管理人による納税、予納の手続きなど、事業主の皆様のご協力をお願いします。

個人住民税は、1月1日（賦課期日）現在、国内に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に課税します。課税される外国人従業員が年の途中に出国する場合、出国時期によって納税の方法が異なります。また、翌年度においても納税義務が発生する場合があります。

※従業員に給与を支払う事業主は、所得税の源泉徴収と同じように、毎月支払う給与から個人住民税を給与天引きし、従業員に代わって納入する特別徴収が法律で義務付けられていますので、以下の内容は特別徴収を前提とします。

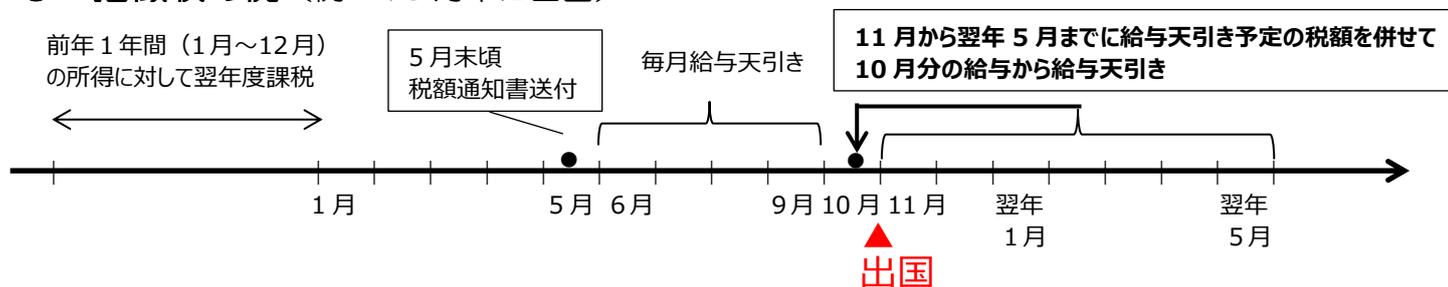
6月～12月に出国する場合

特別徴収する事業主が、出国するまでの外国人従業員の給与などから未納税額を**一括徴収**して納入をお願いします。

一括徴収とは・・・（地方税法第321条の5第2項）

出国や退職などによって従業員が事業主から給与の支払いを受けなくなる場合に、個人住民税の未納税額について、出国や退職するまでの給与などから事業主が一括して給与天引きすることをいいます。

●一括徴収の例（例：10月末に出国）



※上記の一括徴収の方法は一例です。予め出国時期がわかっている場合は、外国人従業員の税負担が一時期に集中しないよう計画的な給与天引きをお願いします。

※特別徴収の制度、納税の手続きなどについては、外国人従業員がお住まいの市町村にお問合せください。

1月～5月に出国する場合

①出国する時点での未納税額

特別徴収する事業主が、出国するまでの外国人従業員の給与などから未納税額を**一括徴収**して納入してください。

②出国する年の5月末頃に税額通知され、6月以降に納税が開始されるもの

外国人従業員と協議の上、**納税管理人の選任**または**予納の手続き**をお願いします。**事業主の皆様には納税管理人の周知や就任、予納の手続きなどについて、ご協力をお願いします。**

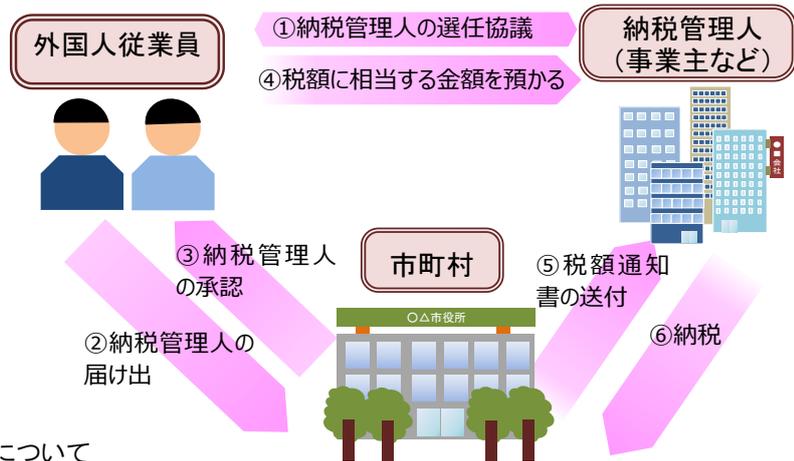
納税管理人とは・・・(地方税法第300条)

出国などにより、税金を納めることができなくなる場合、その方に代わって納税に関する一切の手続き(納税通知書の受取、納税、還付金の受取など)を行う方(日本国内の家族・友人・勤務先など)をいいます。
※納税義務を負ったり、滞納処分を受けたりすることはありません。

【納税管理人による納税の仕組みについて】

- ①納税管理人の選任について出国予定の外国人従業員とご相談ください。
- ②外国人従業員がお住まいの市町村に納税管理人の届け出をしてください。
- ③市町村から外国人従業員に納税管理人の承認をします。
- ④納税管理人は、課税予定額を外国人従業員がお住まいの市町村にご確認の上、外国人従業員から税額に相当する金額を預かってください。
- ⑤納税管理人あてに税額通知書を送付します。
- ⑥期限内に納税をお願いします。

※納税管理人の届け出、課税予定額、納税の手続きなどについては、外国人従業員がお住まいの市町村にお問合せください。



予納とは・・・(地方税法第17条の3)

納税通知書が発送される前に税額を計算し、出国前にあらかじめ納めていただくものです。

※詳細な手続き方法や、税額の計算等につきましては、外国人従業員がお住まいの市町村にお問合せください。

お問合せ先

※外国人従業員の国籍及び職種によっては、租税条約に基づいて税金が免除される場合があります。所得税は最寄りの税務署、個人住民税は外国人従業員がお住まいの市町村にお問合せください。

※外国人従業員が出国した後に納期が到来するその他の税金については、税金の種類に応じて、外国人従業員がお住まいの市町村もしくは最寄りの税務署または県広域本部等にお問合せください。

国の税金 <所得税など>

国税に関する一般的なご相談は「電話相談センター」をご利用ください。熊本国税局電話相談センターの職員がご相談をお受けします。「電話相談センター」ご利用の際の手順は、次のとおりです。

- 1 最寄りの税務署に電話します。
- 2 最初の自動音声案内に従い、番号「1」を選択します。
- 3 次の自動音声案内に従い、相談したい内容の番号を次の中から選択します。

① 個人の所得税(厚生年金等脱退一時金に係る非居住者の退職所得の選択課税、納税管理人の届出等)
② 給与などの源泉徴収(租税条約に基づく免除等)

なお、具体的な書類や事実関係を確認する必要があるなど、相談内容により電話等での回答が困難な場合には、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいた上で、所轄の税務署においてご相談をお受けしております。

県の税金 <自動車税など>

広域本部等	電話番号
県央広域本部	096-333-3210
県北広域本部	0968-25-4272
県南広域本部	0965-33-2184
天草広域本部	0969-22-9056
自動車税事務所	096-368-4020

市町村の税金 <個人住民税、軽自動車税など>

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
熊本市	市民税課	096-328-2181	産山村	住民課	0967-25-2212
八代市	市民税課	0965-33-4107	高森町	税務課	0967-62-1123
人吉市	税務課	0966-22-5380	西原村	税務課	096-279-4395
荒尾市	税務課	0968-63-1342	南阿蘇村	税務課	0967-67-2703
水俣市	税務課	0966-61-1610	御船町	税務課	096-282-1114
玉名市	税務課	0968-75-1114	嘉島町	税務課	096-237-2639
山鹿市	税務課	0968-43-1120	益城町	税務課	096-286-3380
菊池市	税務課	0968-25-7206	甲佐町	税務課	096-234-1112
宇土市	税務課	0964-22-1111	山都町	税務住民課	0967-72-1128
上天草市	税務課	0964-26-5519	氷川町	税務課	0965-52-5853
宇城市	税務課	0964-32-1402	芦北町	税務課	0966-82-2511
阿蘇市	税務課	0967-22-3148	津奈木町	住民課	0966-78-5544
天草市	課税課	0969-32-6050	錦町	税務課	0966-38-1114
合志市	税務課	096-248-1114	多良木町	税務課	0966-42-1254
美里町	税務課	0964-46-2112	湯前町	税務町民課	0966-43-4111
玉東町	税務課	0968-85-3184	水上村	税務住民課	0966-44-0316
南関町	税務住民課	0968-57-8549	相良村	税務課	0966-35-1031
長洲町	税務課	0968-78-3123	五木村	住民税務課	0966-37-2213
和水町	税務住民課	0968-86-5723	山江村	税務課	0966-23-5692
大津町	税務課	096-293-3117	球磨村	税務課	0966-32-1113
菊陽町	税務課	096-232-4911	あさぎり町	税務課	0966-45-7212
南小国町	税務課	0967-42-1113	苓北町	税務住民課	0969-35-1111
小国町	税務課	0967-46-2130			